

令和4年度第6回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年9月27日（火）午前10時00分 安齊教育長

閉会 令和4年9月27日（火）午前10時41分 安齊教育長

2 開催場所

坂戸市役所401会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 安齊 敏雄（教育長）

4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 太田 國夫

次長兼社会教育課長 岡田 全弘

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

スポーツ推進課長 仲島 昭靖

中央公民館長 清水 智則

北坂戸公民館長 利根川 明

学校教育課副課長 野口 潤也

社会教育課副課長 菅野 規之

スポーツ推進課副課長 宮崎 格

書記 藤野 陽介

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

（署名 9. 27 教育長、松井委員、藤野書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、毛利委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

新型コロナウイルスが国と同様に本市においても減少傾向にあることから、前回も申し上げましたが、対面での会議が増えてきております。感染状況をもう少し細かく申し上げますと、8月26日の第1回坂戸市文化財保護審議

会は書面開催にしましたが、手元の資料を見るとその日の本市の新規感染者数は一日で121人、前日の25日は150人でした。ところが、先週19日から25日までは1週間で163人となっております。さて、8月30日から9月22日までは、坂戸市議会9月定例会がございました。また、9月4日、17日のように、1日3か所に顔を出すというようなことも出てきました。4日の坂戸市スポーツ少年団総合開会式、11日のソフトバレーボールの開会式も3年ぶりの開催で、参加者、出席同士で「お久しぶりです」との挨拶があちらこちらで交わされておりました。他のイベントもそうですが、間が何年か空いてしまうと開会式の進行などにも苦労があるようでした。次に12日には、「次期坂戸市総合計画基本構想審査特別委員会」が開催されました。本来ですとこの総合計画は今年度2022年度から新しい計画が始まることになっておりましたが、新型コロナの関係で1年先伸ばしになり、2023年度に次期計画の始期を迎えます。その策定に向けこの特別委員会で本格的な議論がスタートしました。次に、17日には坂戸市長旗関東還暦軟式野球大会始球式と第47回市民体育祭卓球大会開会式に出席しました。7月に予定していた古希野球大会が天候不順と台風の関係で1試合もできずに中止になっていましたので、還暦野球の方はどうにかやりたいと考えておりましたが、こちらは3日間は出来たのですが、同じく台風の影響で閉会式までたどり着くことはできませんでした。また、同じ17日には蓼沼委員が副学長をお務めになる城西大学で秋季学位記授与式と入学式が行われ、市長の代理として出席して参りました。学生さんの答辞にもございましたが、コロナ禍の中、皆さん大変苦労しての卒業だったようです。最後に21日ですが、坂戸鶴ヶ島市薬剤師会からコロナ対策としてCO2モニターの寄贈を受けましたので、セレモニーに参加しました。市内小中学校の学級数分と末広幼稚園分1個を合わせ全部で300個寄贈いただきました。空気中の二酸化炭素濃度を計測し、教室の喚起の状況を緑・黄・赤の三色のランプで示してくれるものです。新型コロナの感染予防策の一つとして有効に活用して参りたいと考えております。以上です。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

(2) 臨時代理の報告については、人事に関する案件であるため、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎臨時代理の報告について

<非公開案件につき省略>

教育長 他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。
(なし)

教育長 ほかにないようですので、以上で報告事項を終わります。

【日程第4 議 事】

議案第22号及び議案第23号は、人事に関する案件であるため、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎議案第22号 坂戸市立同和対策集会所運営委員会委員の辞職について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第23号 坂戸市立同和対策集会所運営委員会委員の委嘱について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 議案第24号、「令和5年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案第24号、令和5年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について、埼玉県教育委員会の人事異動方針を尊重するとともに、関係機関との協力により適正な人事を行うため、この案を提出するものがあります。

補足説明をさせていただきます。「令和5年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針(案)」を御覧ください。令和5年度当初における坂戸市立小・中学校教職員の人事異動方針につきましては、埼玉県教育委員会による「令和5年度当初教職員人事異動方針」に基づき、「学び合い交流するまちづくり」を基本とした「坂戸市教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する市民の期待に応えるため、次の8点を基本方針といたしました。1点目は、学校教育の活性化を図るため、適材適所に人材を配置することを基本に人事異動を行います。2点目は教職員の人材育成・資質向上のための人事異動を推進いたします。3点目は、学校間における教職員の年齢構成や経験年数の不均衡を是正するため、広範囲での人事交流に努めます。4点目は、本市の教育水準の向上のために、計画的な人事異動を実施いたします。5点目は、学校間の教職員組織の均衡等を勘案して新採用教職員の適切な配置に努めます。6点目は、再任用教職員の豊かな経験を生かすため、適切な配置に努めます。7点目は、女性教職員の個々の能力が十分に発揮できるよう配所します。そして、8点目といたしまして、障害のある教職員の個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配

置に努めます。というものでございます。続きまして、「2 転任・転補」についてです。現在市内の小・中学校に勤務しております教職員が、本市以外の市町村に異動する「転任」と、市内での異動となる「転補」につきましては、基本方針をもとに異動を行います。詳細は細部事項のところで御説明いたします。「3 登用」につきまして、管理職について、幅広い人事交流の視点で行うこと、女性教職員や若手教職員の管理職への積極的な登用に努めるといたします。続きまして、「令和5年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項（案）」を御覧ください。まずは「1 退職について」、でございます。今年度末で満45歳を超え、且つ勤続20年を超える者が定年退職前に早期に退職する、いわゆる勧奨退職に関しまして、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」につきましては、令和4年12月8日といたします。次に、「2 転任・転補について」の教職員の異動につきましては、(3)にある者を除き、原則として、同一校在職3年以上の者が異動の対象者となります。また、次のページの(10)にございますが、新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員につきましては、積極的に多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に、原則として他の市町村への異動を行います。なお、新採用の教職員の異動については、埼玉県教育委員会の人事異動方針細部事項を受けて上限を6年といたしましたが、新採用の教職員を一律に6年間同一校に在職させるというわけではなく、採用後3年目以降積極的に人事異動を行ってまいります。その下、(11)にございますように、学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校在職10年以内に異動を行うこととしており、特に、同一校在職7年以上の者につきましては、特段の理由がない限り積極的に異動を行うことといたします。

なお、(19)(20)にございますように、教職員の心身の状況や家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行います。「3 採用等について」につきましては、(6)に記載されております、「再任用」を希望する教職員が一定数増加しておりますことから、新採用や臨時的任用教職員の配置等、長期的な展望にたって、年度当初の人事を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございますが、この「令和5年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針」並びに「細部事項」につきましては、本日御審議をいただきました後、9月28日の臨時校長会に先立って9月20日付け事務連絡にて各小・中学校長に周知し、10月3日に、それぞれの学校で教職員に通知していただく予定でございます。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

松井委員 令和5年度の新採用教職員の人数は何名ですか。また、再任用教職員

は、退職者のうち何割程度ですか。

学校教育課長 新採用教職員は、小学校が16名、中学校が8名程度予定しております。また、再任用教職員は、退職者の約8割程度となります。

小川教育長職務代理者 昨年度と比べて大きな変更点がありますか。

学校教育課長 大きな変更点としては、細部事項において「児童生徒が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。」が追記され、新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員について、採用後「5年以内」が「6年以内」に異動を行うこととなります。

教育長 そのほか、御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第24号、「令和5年度当初坂戸市立小・中学校教職員人事異動の方針について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第6回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和4年度第6回坂戸市教育委員会会議閉会>